政見放送用の録音・録画に関する契約書

　参議院福島県選出議員選挙　候補者　　　　　　　 （以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、政見放送における持込みビデオ方式を選択する場合の録音・録画の制作及び複製について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名

　　公職選挙法第１５０条に基づく政見放送用録音・録画

２　契約金額　　　　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　　　　　　　円）

３　内　　訳

４　納入期限　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額について、乙は、甲が公職選挙法第１５０条第１項の規定により無料で放送することができる場合、公職選挙法施行令第１１１条の５の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ１通を所持するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　参議院福島県選出議員選挙　候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

氏　　名

　乙　　住　　所

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者